

令和5年度組織改正について

簡素で効率的な区政運営を維持し、区の未来を切り拓く先駆的な取組や新たなニーズに対応した施策を積極的に推進するため、令和5年度に実施を予定している組織改正の概要は次のとおりです。
なお、別紙の分掌事務(案)は現時点のものであり、今後の調整で変更となる場合があります。

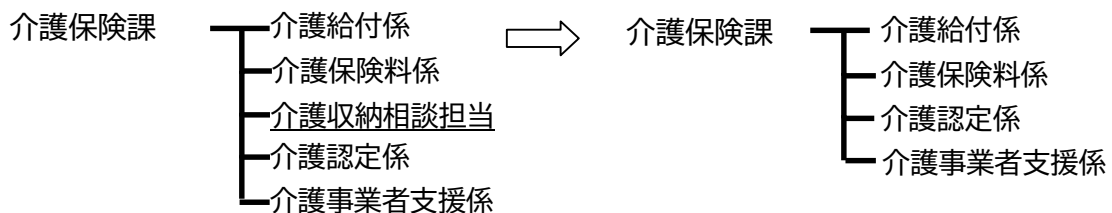
1 実施時期 令和5年4月1日

2 組織改正の概要

組織図の左図が現行組織、右図が改正後組織で、下線部は廃止・変更、**囲み**は新設・再編等による組織を表しています。

(1) 保健福祉支援部 介護保険課

介護保険料に関する業務を一元化して、区民に分かりやすい組織とするため、介護保険料の減免や徴収猶予に関する事務などを介護保険料係に引き継ぎ、介護収納相談担当(担当係長制)を廃止します。



(2) 子ども家庭支援部

① 子ども政策課、保育政策課、保育課

令和5年4月のこども基本法の施行、こども家庭庁の設置等、国の動向を踏まえ、区の実態に即した子ども施策の企画立案、子どもの施設における障害児対応の充実など子ども施策に関する庁内連携を強化するため、子ども政策課及び同課に子ども政策推進係を設置するとともに、児童相談所を設置する自治体としての権限を十分に発揮し、保育園など児童福祉施設の指導監督や助言を強化すること等により、保育の質の向上をはじめとするサービスの充実を図るため、同課に子ども施設指導係を設置します。

また、保育課から障害児保育担当(担当係長制)の業務を引き継ぎ、保育園以外の子どもの施設を含めた取組の充実を図るため、障害児支援担当(担当係長制)に再編します。

これに伴い、保育政策課、同課保育政策係及び保育指導係を廃止します。

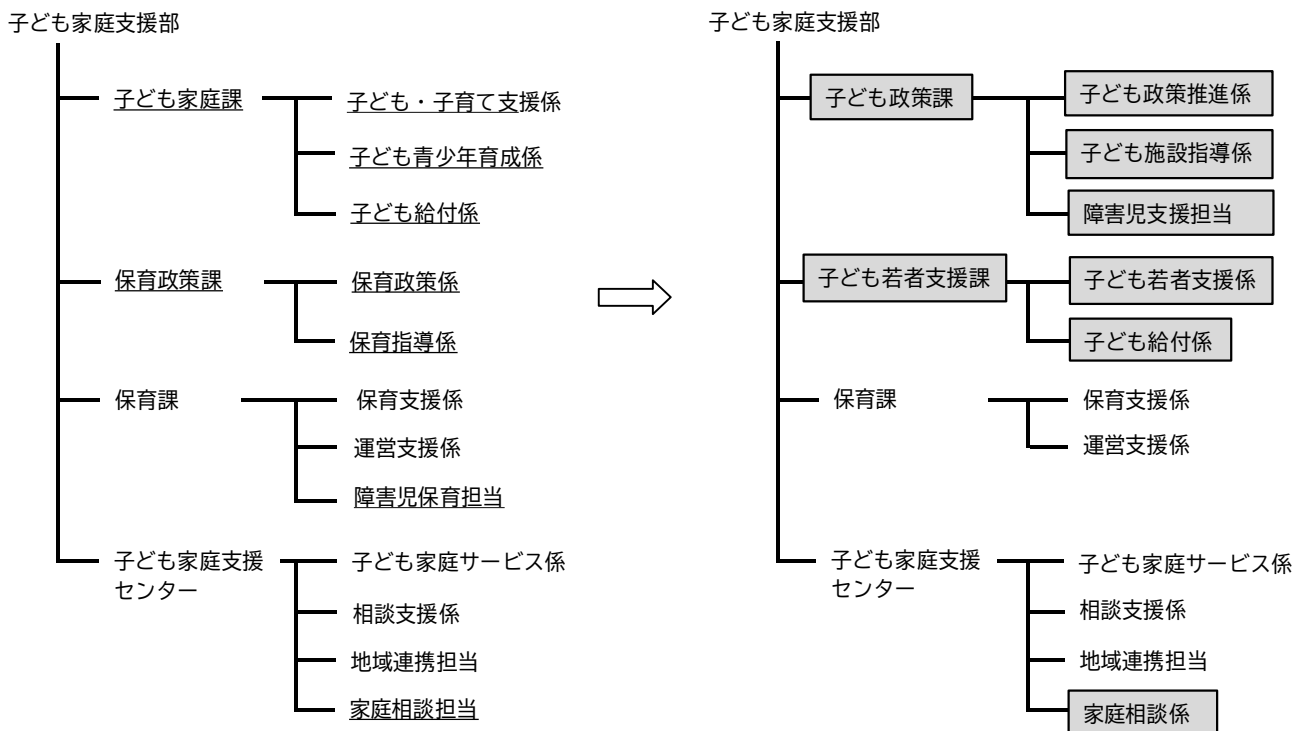
② 子ども若者支援課、子ども家庭課

子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえ、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長し活躍できる社会の実現に向けて、年齢で途切れることのない支援を強化するため、子ども若者支援課を設置し、同課に子ども若者支援係及び子ども給付係を設置します。

これに伴い、子ども家庭課、同課子ども・子育て支援係、子ども青少年育成係及び子ども給付係を廃止します。

③ 子ども家庭支援センター

増加するDVや養育困難などの複雑で困難な案件への組織的な対応を強化するため、家庭相談担当（担当係長制）の業務を引き継ぎ、家庭相談係に再編します。

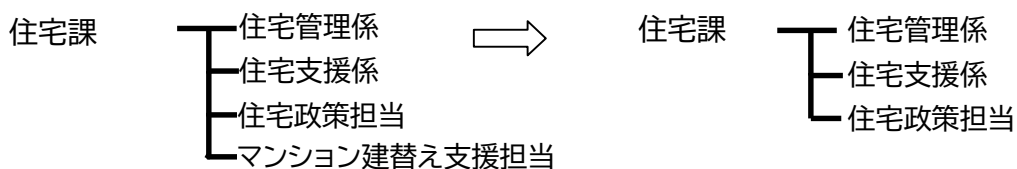


(3) 街づくり支援部

街づくりに関する相談、指導など、相談初期の段階から一貫して案件に対応する体制を整備し、手続きの迅速化や区民サービスの向上を図るとともに、総合支所への支援を一層強化するため、執行体制を見直します。

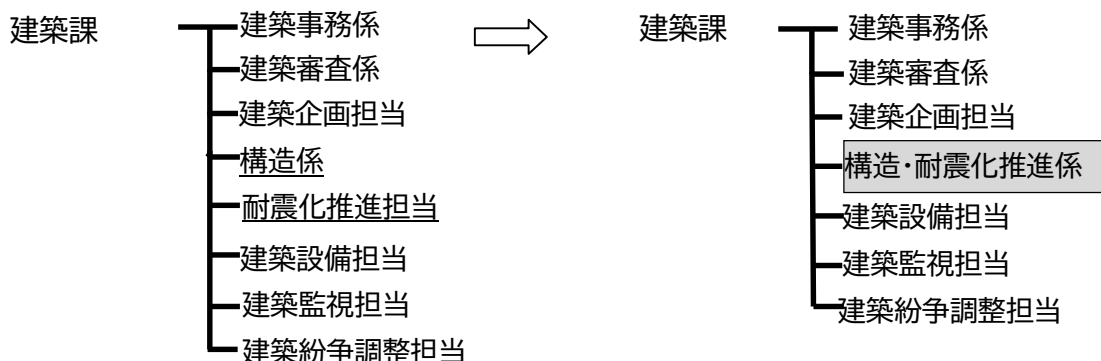
① 住宅課

耐震性が不足する老朽化マンションの建替え相談等への対応を強化し、良質な住環境の形成を促進するため、マンション建替え支援担当（担当係長制）の業務を、開発指導課に設置する開発調整係に引き継ぎ、マンション建替え支援担当を廃止します。



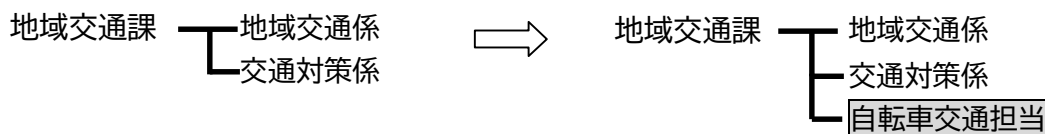
② 建築課

がけ・擁壁の築造替えやブロック塀等の除却・設置に関する業務を一元化し、区民等に分かりやすい組織とするとともに、耐震化の推進を含めた建築物及び敷地の安全性確保に関する指導、助言、各種助成制度の案内等の取組を充実させるため、耐震化推進担当（担当係長制）を構造係に統合し、構造・耐震化推進係に再編します。



③ 地域交通課

改正道路交通法（令和4年4月施行）を踏まえ、自転車交通施策の充実や次世代モビリティの取組を強化するため、自転車交通担当（担当係長制）を設置します。



④ 土木管理課

開発事業における道路、公園等の基盤整備について、計画協議の段階から財産の管理引継ぎまで一貫して対応するため、土木課土木計画係から計画協議に関する業務を引き継ぎ、施設調整係を設置します。

また、道路工事調整担当（担当係長制）の港区道路工事調整協議会等に関する業務を土木課に移管する監察指導係に引き継ぎ、道路工事調整担当を廃止します。

さらに、地籍調査担当（担当係長制）の地籍調査及び公共基準点に関する業務を境界確定担当（担当係長制）に引き継ぎ、地籍調査担当を廃止します。

⑤ 開発指導課

建築基準法に基づく総合設計の許可やマンションの建替え支援、高度地区の認定・許可等の街づくりに関する業務を一元化するため、開発調整係を設置するとともに、街づくり調整担当（担当係長制）から街づくり事業の計画及び調整に関する業務等を都市再生担当（担当係長制）及び再開発担当（担当係長制）に引き継ぎ、街づくり調整担当を廃止します。

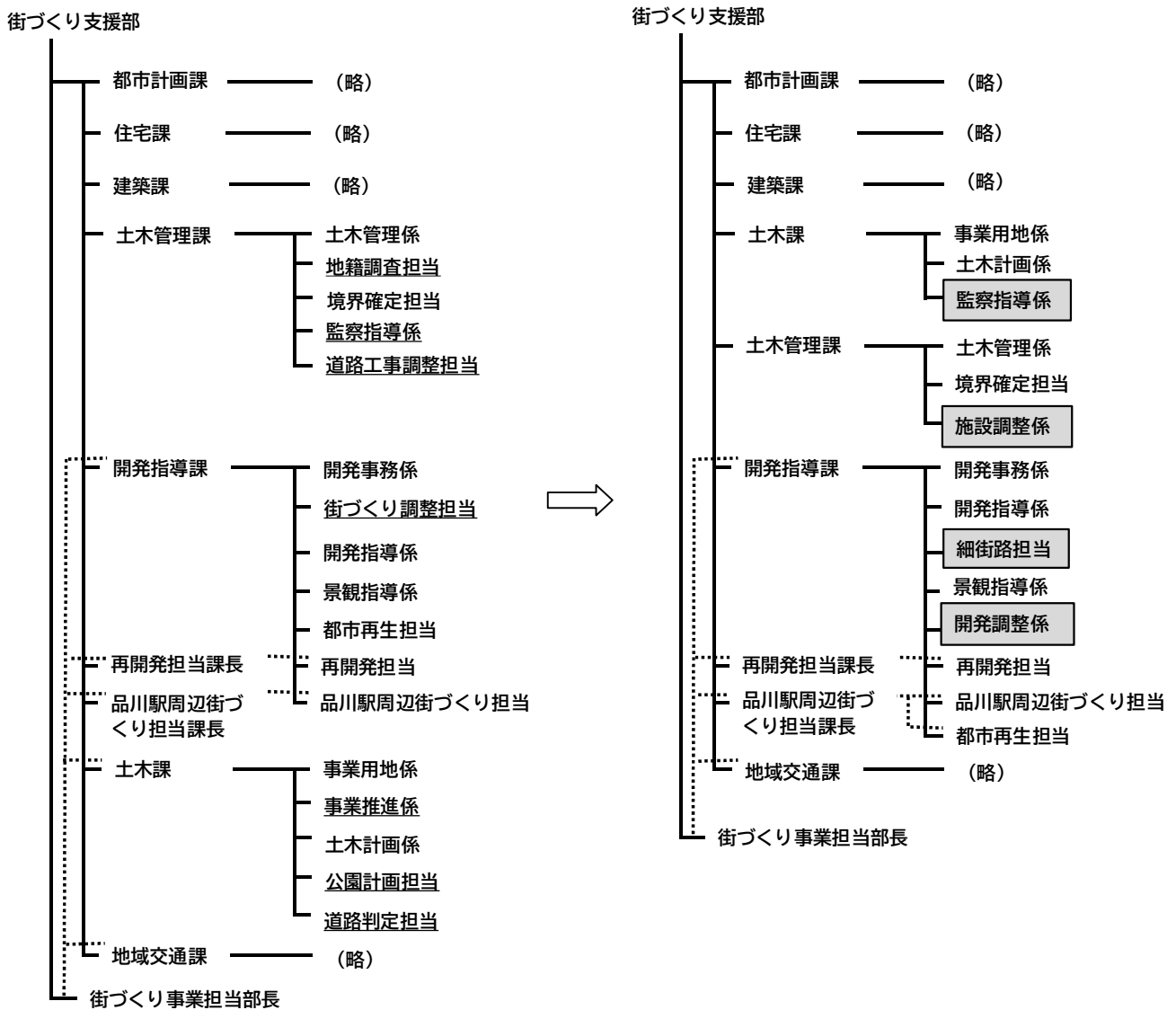
また、建築基準法上の道路に関する業務を一元化するため、細街路に関する業務を土木課事業推進係から、建築基準法第42条第2項の道路に関する業務等を土木課道路判定担当（担当係長制）から引き継ぎ、細街路担当（担当係長制）を設置します。

⑥ 土木課

土木施設の計画や都市計画事業の推進のほか、各種計画の進捗管理を一元化するため、事業推進係及び公園計画担当（担当係長制）の業務を土木計画係に引き継ぎ、事業推進係及び公園計画担当を廃止します。

また、土木管理課から土木施設の占用及び掘削指導に関する業務等を担う監察指導係を移管し、土木課を中心とした総合支所の技術的支援体制を強化します。

さらに、建築基準法第42条第2項の道路に関する業務等を開発指導課の開発指導係及び細街路担当に引き継ぐため、道路判定担当（担当係長制）を廃止します。



(4) 企画経営部

① デジタル改革担当部長

区政のあらゆる分野におけるデジタル・トランスフォーメーションを強力的に牽引し、「区民に信頼され、区民の身近にあり、区民の誇りを創造する区政」の実現に向けた区役所改革の取組をさらに強化するため、デジタル改革担当部長を設置します。

② 連携協創担当課長

自治体間の連携や住民相互の交流を促進する全国との連携及び港区民間協創制度をはじめとする幅広い分野での様々な企業との連携を一層深化させるとともに、公の施設の管理運営を担うパートナーである指定管理者との連携を強化し、区民サービスのさらなる向上を図るため、連携協創担当課長を設置し、企画課に指定管理者連携推進担当（担当係長制）を設置します。これに伴い、全国連携推進担当課長を廃止します。

③ デジタル改革担当課長、適正事務推進担当課長

デジタル技術を活用した区民サービスの充実や行政手続のオンライン化、キャッシュレス化の推進による区民の利便性向上を図り、区におけるデジタル・トランスフォーメーションの取組を一層強化するため、総務部デジタル推進担当課長及び同部情報政策課デジタル推進担当（担当係長制）の業務を引き継ぎ、デジタル改革担当課長及び企画課にデジタル改革担当（担当係長制）を設置します。

また、事務執行の適正確保や内部統制制度の推進に関する業務を区役所改革担当課長に引き継ぎ、適正事務推進担当課長を廃止します。

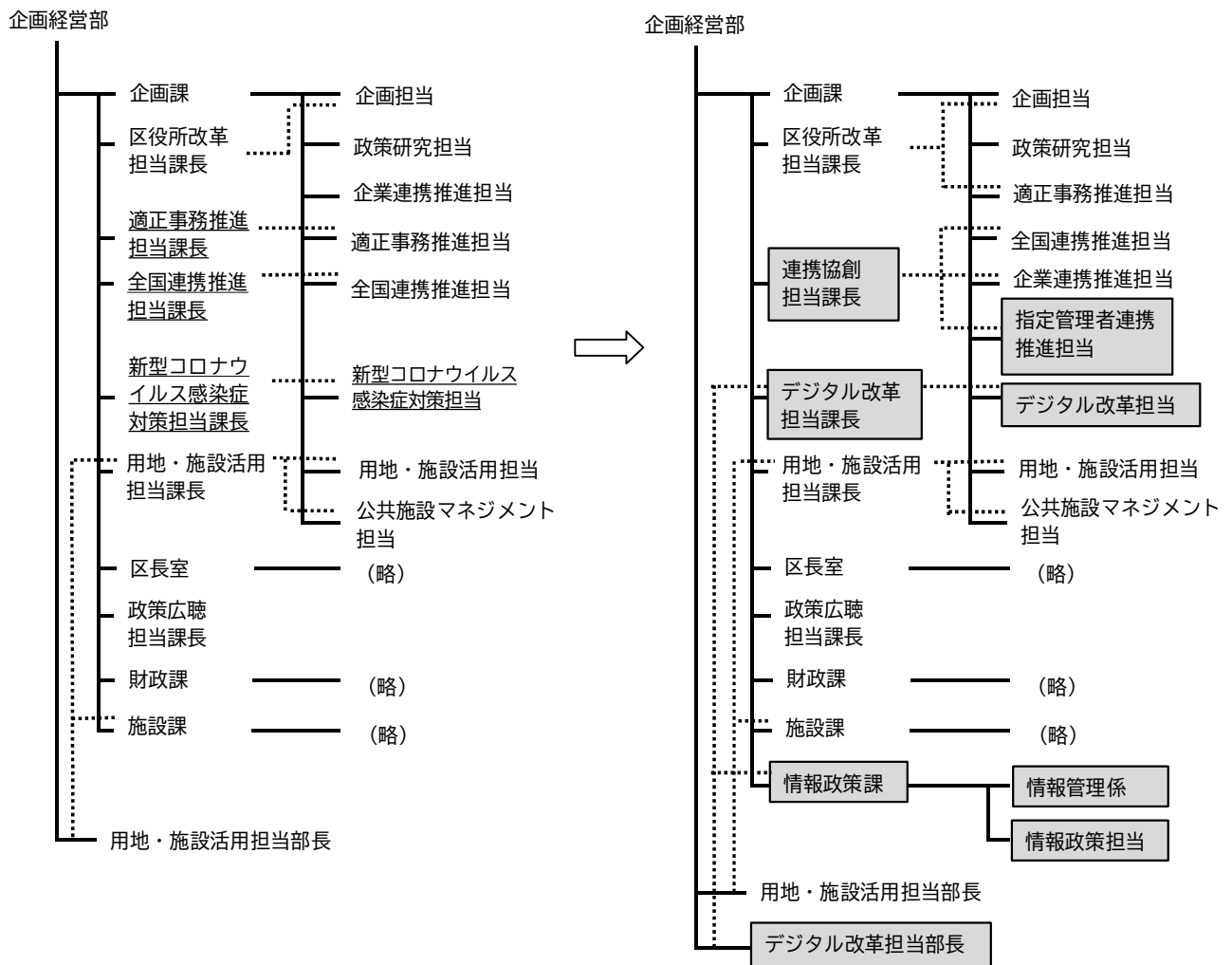
④ 情報政策課

行政情報システムの基盤整備を所管する情報政策課、同課情報管理係及び情報政策担当（担当係長制）を総務部から企画経営部に移管し、新設するデジタル改革担当部長のもと、総合的にデジタル・トランスフォーメーションを推進します。

⑤ 新型コロナウイルス感染症対策担当課長、企画課

新型コロナウイルスワクチン接種の進展や社会状況の変化など、新型コロナウイルス感染症を取り巻く局面変化を踏まえ、庁内の各種対策の総合的な調整や区における取組の効果的な発信等を、企画課企画担当をはじめとする関係する所管課に業務を引き継ぎ、新型コロナウイルス感染症対策担当課長及び企画課新型コロナウイルス感染症対策担当（担当係長制）を廃止します。

（企画経営部の組織図は次ページのとおり。）



(5) 総務部

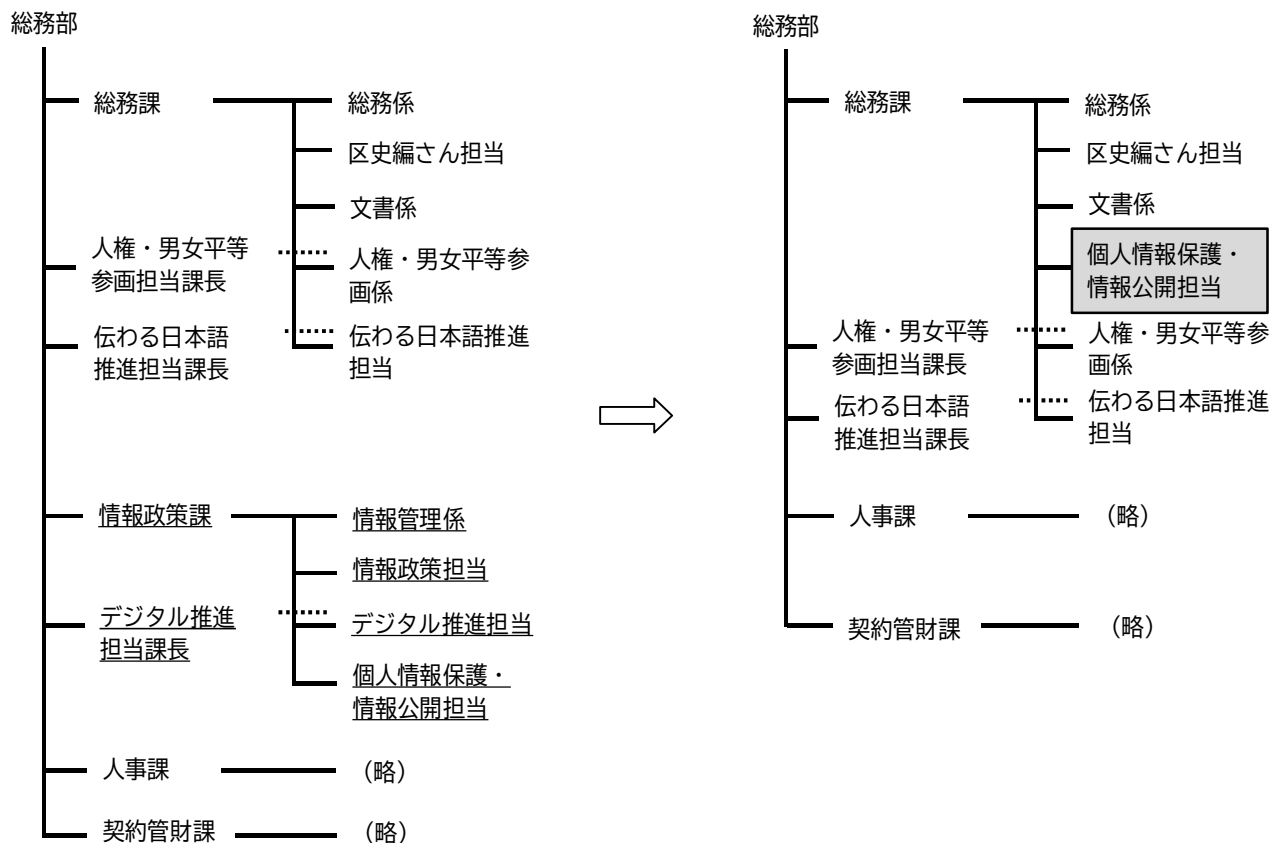
① 総務課

デジタル改革担当部長の設置及び情報政策課の企画経営部への移管に伴い、情報政策課個人情報保護・情報公開担当（担当係長制）を総務課に移管し、業務の適正かつ円滑な遂行を確保します。

② 情報政策課、デジタル推進担当課長

デジタル改革担当部長の設置に伴い、情報政策課、同課情報管理係及び情報政策担当（担当係長制）を総務部から企画経営部に移管するとともに、企画経営部デジタル改革担当課長及び同部企画課デジタル改革担当（担当係長制）の設置に伴い、デジタル推進担当課長及び情報政策課デジタル推進担当（担当係長制）を廃止します。

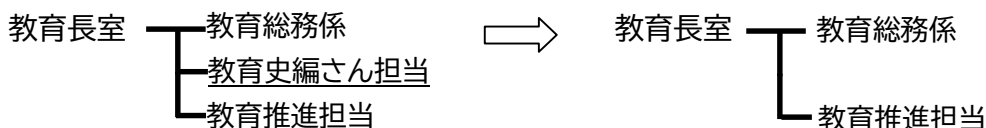
（総務部の組織図は次ページのとおり。）



(6) 教育委員会事務局教育推進部

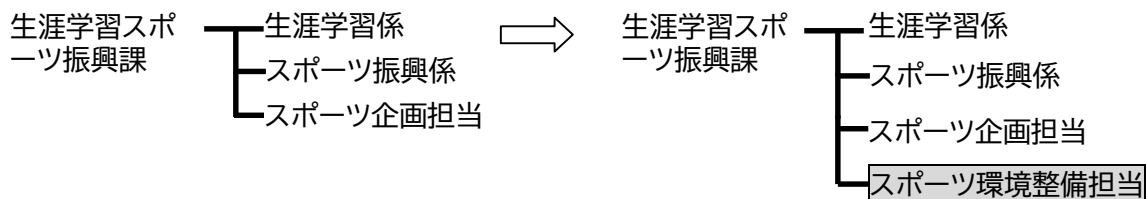
① 教育長室

教育史の編さんを目的に設置した教育史編さん担当（担当係長制）について、令和4年度末までに編さん業務が完了するため、廃止します。



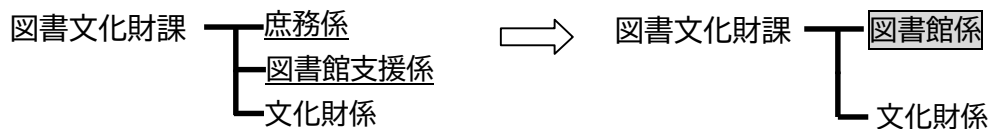
② 生涯学習スポーツ振興課

スポーツ施設的环境整備や区内の企業、大学等と連携したスポーツの場の確保、予防保全の視点を踏まえた施設保全計画の策定などのスポーツ施設の維持、保全に関する業務を円滑に遂行するため、スポーツ環境整備担当（担当係長制）を設置します。



③ 図書文化財課

全ての区立図書館が指定管理者による管理運営に移行したことを踏まえ、図書館資料の計画的な収集、除籍など指定管理者との連携強化による区民サービスの充実及びモニタリングや経理事務等の効率的な執行を図るため、庶務係及び図書館支援係を統合し、図書館係に再編します。



（１）保健福祉支援部

介護保険課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
介護保険料係 1 (略) <u>2 介護保険料の賦課に関する事。</u> <u>3 介護保険料の軽減に関する事。</u> 4～6 (略) <u>7 介護保険料等の督促及び催告に関する事。</u>	介護保険料係 1 (略) <u>2 介護保険料の賦課及び徴収に関する事。</u> <u>3 介護保険料の徴収猶予、減免及び軽減に関する事。</u> 4～6 (略) <u>7 介護保険料等の督促、催告及び滞納処分に関する事。</u> <u>8 保険給付の制限に関する事。</u> <u>9 全各号に掲げるもののほか、介護保険料等に関する事。</u>
介護収納相談担当 <u>1 介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事。</u> <u>2 介護保険料等の督促及び催告に関する事（介護保険料係の所管に関するものを除く。）。</u> <u>3 介護保険料等の滞納処分に関する事。</u> <u>4 介護保険料等の徴収の嘱託及び受託に関する事。</u> <u>5 保険給付の制限に関する事。</u> <u>6 介護保険徴収調査員に関する事。</u>	[廃止]

（２）子ども家庭支援部

子ども家庭課

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
子ども・子育て支援係 <u>1 子ども・子育て支援施策の計画及び調整に関する事。</u> <u>2 子ども・子育て会議に関する事。</u> <u>3 子育て支援推進会議に関する事。</u> <u>4 児童相談所の設置及び管理に関する事。</u> <u>5 港区児童福祉審議会に関する事。</u> <u>6 児童福祉施設（助産施設、保育所、障害児通所施設及び児童発達支援センターを除く。）の設置認可等に関する事。</u> <u>7 児童自立生活援助事業者の届出等に関する事。</u> <u>8 小規模住居型養育事業の届出等に関する事。</u> <u>9 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんの許可等に関する事。</u> <u>10 部の予算及び決算に関する事。</u> <u>11 部の調整及び管理運営に関する事。</u> <u>12 部内他の課及び課内他の係等に属しない事。</u>	[廃止]
子ども青少年育成係 <u>1 児童館、子ども中高生プラザ等の配置計画に関する事。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業に関する事。</u> <u>3 児童館、子ども中高生プラザ、児童高齢者交流プラザ</u>	[廃止]

<u>等の施設計画の調整に関すること。</u> <u>4 子どもの未来応援施策の実施及び調整に関するこ</u> <u>と。</u> <u>5 青少年の健全育成に関すること。</u> <u>6 青少年問題協議会に関すること。</u> <u>7 青少年対策地区委員会に関すること。</u> <u>8 子ども食堂に関すること。</u> <u>9 結婚支援に関すること。</u>	
<u>子ども給付係</u> <u>1 児童手当に関すること。</u> <u>2 児童育成手当に関すること。</u> <u>3 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</u> <u>4 ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。</u> <u>5 子ども医療費の助成に関すること。</u> <u>6 出産費用の助成に関すること。</u> <u>7 エンジョイ・セレクト事業に関すること。</u>	〔廃止〕

保育政策課

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>保育政策係</u> <u>1 保育施設及び認定こども園の配置計画に関するこ</u> <u>と。</u> <u>2 保育定員等に係る施策の調整に関すること。</u> <u>3 保育園、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事</u> <u>業の設置認可、内容変更等に関すること。</u> <u>4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定</u> <u>に関すること。</u> <u>5 特定教育・保育施設の確認に関すること。</u> <u>6 私立認可保育園等の整備の助成に関すること。</u> <u>7 認可外保育施設の設置、内容変更等に係る届出に関</u> <u>すること。</u> <u>8 認可外保育施設に対する指導監督基準を満たす旨の</u> <u>証明書の発行に関すること。</u> <u>9 一時預かり事業及び病児保育事業の実施に係る届出</u> <u>に関すること。</u> <u>10 保育の質の向上に関すること（保育指導係の所管に</u> <u>係るものを除く。）。</u> <u>11 課内他の係に属しないこと。</u>	〔廃止〕
<u>保育指導係</u> <u>1 保育園、地域型保育事業等の指導検査に関すること。</u> <u>2 認可外保育施設の指導検査に関すること。</u> <u>3 保育実務の助言及び指導に関すること。</u> <u>4 保育の専門研修に関すること。</u> <u>5 保育の質の向上に関すること（保育内容及び保育士</u> <u>等に対する研修に関するものに限る。）。</u>	〔廃止〕

子ども政策課

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
〔新設〕	<u>子ども政策推進係</u> <u>1 子ども施策の企画立案、計画及び調整に関すること。</u> <u>2 保育施設及び認定こども園の配置計画に関するこ</u>

	<p>と。</p> <p>3 保育定員等に係る施策の調整に関する<u>こと。</u></p> <p>4 児童館、子ども中高生プラザ等の配置計画に関する<u>こと。</u></p> <p>5 子育てひろば、乳幼児一時預かり、みなと保育サポートの配置計画に関する<u>こと。</u></p> <p>6 子ども・子育て会議に関する<u>こと。</u></p> <p>7 子育て支援推進会議に関する<u>こと。</u></p> <p>8 児童相談所の設置及び管理に関する<u>こと。</u></p> <p>9 港区児童福祉審議会に関する<u>こと。</u></p> <p>10 児童福祉施設（助産施設、障害児通所施設及び児童発達支援センターを除く。）の設置認可等に関する<u>こと。</u></p> <p>11 幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の設置認可、内容変更等に関する<u>こと。</u></p> <p>12 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する<u>こと。</u></p> <p>13 特定教育・保育施設の確認に関する<u>こと。</u></p> <p>14 私立認可保育園等の整備の助成に関する<u>こと。</u></p> <p>15 認可外保育施設の設置、内容変更等に係る届出に関する<u>こと。</u></p> <p>16 認可外保育施設に対する指導監督基準を満たす旨の証明書の発行に関する<u>こと。</u></p> <p>17 一時預かり事業及び病児保育事業の実施に係る届出に関する<u>こと。</u></p> <p>18 児童自立生活援助事業者の届出等に関する<u>こと。</u></p> <p>19 小規模住居型養育事業の届出等に関する<u>こと。</u></p> <p>20 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんの許可等に関する<u>こと。</u></p> <p>21 保育の質の向上に関する<u>こと</u>（子ども施設指導係の所管に係るものを除く。）。</p> <p>22 部の予算及び決算に関する<u>こと。</u></p> <p>23 部の調整及び管理運営に関する<u>こと。</u></p> <p>24 部内他の課及び課内他の係等に属しない<u>こと。</u></p>
〔新設〕	<p><u>子ども施設指導係</u></p> <p>1 児童福祉施設（助産施設、障害児通所施設及び児童発達支援センターを除く。）の指導検査に関する<u>こと。</u></p> <p>2 地域型保育事業等の指導検査に関する<u>こと。</u></p> <p>3 認可外保育施設の指導検査に関する<u>こと。</u></p> <p>4 保育実務の助言及び指導に関する<u>こと。</u></p> <p>5 保育の専門研修に関する<u>こと。</u></p> <p>6 保育の質の向上に関する<u>こと</u>（保育内容及び保育士等に対する研修に関するものに限る。）。</p>
〔新設〕	<p><u>障害児支援担当</u></p> <p>1 保育施設の障害児保育の連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>2 児童館等児童厚生施設の障害児利用の連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>3 子育てひろば、乳幼児一時預かり、みなと保育サポート等の子育て支援施設の障害児利用の連絡調整に関する<u>こと。</u></p>

子ども若者支援課

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
〔新設〕	子ども若者支援係

	<u>1 放課後児童健全育成事業に関すること。</u> <u>2 子どもの未来応援施策の実施及び調整に関するこ</u> <u>と。</u> <u>3 子ども若者の育成支援に関すること。</u> <u>4 青少年問題協議会に関すること。</u> <u>5 青少年対策地区委員会に関すること。</u> <u>6 子ども食堂に関すること。</u> <u>7 結婚支援に関すること。</u> <u>8 課内他の係に属しないこと。</u>
〔新設〕	子ども給付係 <u>1 児童手当に関すること。</u> <u>2 児童育成手当に関すること。</u> <u>3 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</u> <u>4 ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。</u> <u>5 子ども医療費の助成に関すること。</u> <u>6 出産費用の助成に関すること。</u> <u>7 エンジョイ・セレクト事業に関すること。</u>

保育課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
障害児保育担当 <u>1 障害児保育の連絡調整に関すること。</u>	〔子ども政策課へ移管〕

子ども家庭支援センター（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
家庭相談担当 1 ひとり親、女性及び家庭の福祉の増進に関すること。 2 母子及び父子福祉資金、女性福祉資金（償還に関するものに限る。）及び母子福祉応急小口資金（償還に関するものに限る。）に関すること。 3 母子等の保護に関すること。 4 配偶者等からの暴力に関すること。 5 離婚前後の親の支援に関すること。	家庭相談係 1 ひとり親、女性及び家庭の福祉の増進に関すること。 2 母子及び父子福祉資金、女性福祉資金（償還に関するものに限る。）及び母子福祉応急小口資金（償還に関するものに限る。）に関すること。 3 母子等の保護に関すること。 4 配偶者等からの暴力に関すること。 5 離婚前後の親の支援に関すること。

（3）街づくり支援部

住宅課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
マンション建替え支援担当 <u>1 制度不適合（旧耐震）マンションの建替えの支援に関すること。</u>	〔廃止〕

建築課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
構造係 <u>1 建築物等の構造審査及び検査すること。</u> <u>2 保安上危険な建築物等に関すること。</u> <u>3 工事現場の危害防止に関すること。</u> <u>4 崖及び擁壁の技術指導、安全対策支援等に関するこ</u>	〔廃止〕

と。 5 被災建築物応急危険度判定に関すること。 6 地盤情報システムに関すること。	
耐震化推進担当 1 建築物の耐震改修の促進計画に関すること。 2 建築物耐震化に係る助成及び技術指導に関すること。	〔廃止〕
〔新設〕	構造・耐震化推進係 1 建築物等の構造審査及び検査に関すること。 2 保安上危険な建築物等に関すること。 3 工事現場の危害防止に関すること。 4 崖及び擁壁の技術指導、安全対策支援等に関すること。 5 被災建築物応急危険度判定に関すること。 6 地盤情報システムに関すること。 7 建築物の耐震改修の促進計画に関すること。 8 建築物耐震化に係る助成及び技術指導に関すること。

土木管理課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
地籍調査担当 1 地籍調査に関すること（土木管理係の所管に係るものを除く。）。 2 公共基準点に関すること。	〔廃止〕
境界確定担当 1 道路等の境界確定に関すること（土木管理係の所管に係るものを除く。）。 2 道路等の境界の立会いに関すること。	境界確定担当 1 特別区道、区有通路及び法定外公共物の境界確定に関すること（土木管理係の所管に係るものを除く。）。 2 地籍調査に関すること（土木管理係の所管に係るものを除く。）。 3 公物管理者としての立会いに関すること（土木管理係の所管に係るものを除く。）。 4 公共基準点に関すること。
監察指導係 1 土木施設の監察及び指導に関すること（総合支所の所管に係るものを除く。）。 2 土木施設の占用及び掘削指導に関すること。 3 屋外広告物の取締りに関すること（総合支所の所管に係るものを除く。）。 4 車両通行の許可及び指導に関すること。	〔土木課へ移管〕
〔新設〕	施設調整係 1 開発に伴う土木施設の協議及び同意に関すること。
道路工事調整担当 1 港区道路工事調整協議会に関すること。 2 特別な道路工事の調整に関すること。	〔廃止〕

開発指導課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
開発事務係 1 市街地再開発事業等補助に関すること。 2 街づくりの調整に関すること。	開発事務係 1 市街地再開発事業等補助に関すること。 2 細街路等の整備の助成に関すること。

<p>3 <u>各総合支所が行うまちづくり相談の連絡調整に関すること。</u></p> <p>4 <u>課内他の係に属しないこと。</u></p>	<p>3 <u>課内他の係に属しないこと。</u></p>
<p>街づくり調整担当</p> <p>1 <u>街づくりの事業の計画及び調整に関すること。</u></p> <p>2 <u>街づくりの相談及び指導に関すること。</u></p>	<p>〔廃止〕</p>
<p>開発指導係</p> <p>1 <u>開発行為に関すること。</u></p> <p>2 <u>道路位置指定に関すること。</u></p> <p>3 <u>土地区画整理事業に関すること。</u></p>	<p>開発指導係</p> <p>1 <u>開発行為に関すること。</u></p> <p>2 <u>建築基準法第四十二条第一項第一号の道路以外の道路に関すること（既存道路を除く。）。</u></p> <p>3 <u>細街路等の協議、調整及び整備に関すること。</u></p>
<p>〔新設〕</p>	<p>細街路担当</p> <p>1 <u>建築基準法第四十二条第二項の道路に関すること。</u></p> <p>2 <u>指定道路図及び指定道路調書の整備に関すること。</u></p>
<p>〔新設〕</p>	<p>開発調整係</p> <p>1 <u>総合設計の許可に関すること。</u></p> <p>2 <u>高度地区の認定及び許可に関すること。</u></p> <p>3 <u>長期優良住宅の許可に関すること。</u></p> <p>4 <u>マンションの建替え支援に関すること。</u></p> <p>5 <u>総合支所が行うまちづくりへの支援に関すること（まちづくり条例等。）。</u></p>
<p>再開発担当</p> <p>1 <u>市街地再開発事業による街づくりに関すること。</u></p>	<p>再開発担当</p> <p>1 <u>市街地再開発事業による街づくりの相談及び指導に関すること。</u></p> <p>2 <u>土地区画整理事業の許認可に関すること。</u></p>

土木課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>事業推進係</p> <p>1 <u>都市計画道路及び都市計画公園事業の推進に関すること。</u></p> <p>2 <u>土木事業の執行計画及び調整に関すること。</u></p> <p>3 <u>土木事業に係る各総合支所との連絡調整に関すること。</u></p> <p>4 <u>道路及び橋りょうの新設及び改良工事（街路樹等を含む。）の計画及び調整に関すること。</u></p> <p>5 <u>水防計画等に関すること。</u></p> <p>6 <u>細街路等の協議及び調整に関すること。</u></p> <p>7 <u>細街路拡張整備に係る費用の助成に関すること。</u></p>	<p>〔廃止〕</p>
<p>土木計画係</p> <p>1 <u>土木施設の計画及び調整に関すること。</u></p> <p>2 <u>開発に伴う公共施設整備の協議及び同意に関すること。</u></p> <p>3 <u>土木施設に係る協議会等に関すること。</u></p> <p>4 <u>電線類地中化の計画及び調整に関すること。</u></p> <p>5 <u>港湾の埋立工事の計画及び調整に関すること。</u></p> <p>6 <u>河川等の改修及び埋立工事の計画及び調整に関すること。</u></p>	<p>土木計画係</p> <p>1 <u>土木施設の計画及び調整に関すること。</u></p> <p>2 <u>都市計画事業の推進に関すること。</u></p> <p>3 <u>土木事業の執行計画及び調整に関すること。</u></p> <p>4 <u>総合支所との連絡調整及び技術支援に関すること。</u></p> <p>5 <u>水防、雨水流出抑制等に関すること。</u></p>
<p>〔土木管理課から移管〕</p>	<p>監察指導係</p> <p>1 <u>土木施設の監察及び指導に関すること（総合支所の所管に係るものを除く。）。</u></p> <p>2 <u>土木施設の占用及び掘削指導に係る総合支所の支援に関すること。</u></p>

	<u>3 屋外広告物の取締りに関すること（総合支所の所管に関するものを除く。）。</u> <u>4 車両通行の許可及び指導に関すること。</u> <u>5 道路工事調整会議に関すること。</u>
<u>公園計画担当</u> <u>1 公園、児童遊園、緑地及び公衆便所の計画及び調整に関すること。</u>	〔廃止〕
<u>道路判定担当</u> <u>1 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第二項の道路に関すること。</u> <u>2 指定道路図及び指定道路調書の整備に関すること。</u>	〔廃止〕

地域交通課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
交通対策係 1～2 （略） <u>3 公共駐車場及び自転車等駐車場の整備等に関すること（総合支所の所管に係るものを除く。）。</u> <u>4 公共駐車場及び自転車等駐車場の管理運営に関すること（総合支所の所管に係るものを除く。）。</u> 5～6 （略） <u>7 撤去自転車等に関すること（総合支所の所管に係るものを除く。）。</u> <u>8 放置自転車等対策に係る総合支所との連絡及び調整に関すること。</u> <u>9 バス停環境整備工事に関すること。</u> <u>10 交通安全に関すること。</u>	交通対策係 1～2 （略） <u>3 公共駐車場の整備等に関すること。</u> <u>4 公共駐車場の管理運営に関すること。</u> 5～6 （略） <u>7 バス停環境整備工事に関すること。</u> <u>8 交通安全に関すること。</u>
〔新設〕	<u>自転車交通担当</u> <u>1 自転車の計画に関すること。</u> <u>2 次世代モビリティに関すること。</u> <u>3 自転車等駐車場の整備等に関すること（総合支所の所管に係るものを除く。）。</u> <u>4 自転車等駐車場の管理運営に関すること（総合支所の所管に係るものを除く。）。</u> <u>5 撤去自転車等に関すること（総合支所の所管に係るものを除く。）。</u> <u>6 放置自転車等対策に係る総合支所との連絡及び調整に関すること。</u>

（４）企画経営部

デジタル改革担当部長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
〔新設〕	<u>1 デジタル・トランスフォーメーションの推進に関すること。</u>

企画課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
企画担当 1～5 （略）	企画担当 1～5 （略）

<u>6 行政改革の推進に関すること。</u> 7～13 (略) <u>14 指定管理者制度に関すること。</u> <u>15 港区指定管理者選定委員会に関すること。</u> <u>16 ふるさと納税に係る総合調整に関すること。</u> 17～21 (略)	<u>6 行政経営に関すること。</u> 7～13 (略) <u>14 ふるさと納税に係る総合調整に関すること。</u> <u>15 新型コロナウイルス感染症に係る総合的な対策の調整に関すること。</u> 16～20 (略)
新型コロナウイルス感染症対策担当 <u>1 新型コロナウイルス感染症に係る総合的な対策に関すること。</u> <u>2 新型コロナウイルス感染症に係る区の実施の発信等に関すること。</u> <u>3 その他、新型コロナウイルス感染症対策に係る調整に関すること。</u>	〔廃止〕
〔新設〕	指定管理者連携推進担当 <u>1 指定管理者との連携の推進に関すること。</u> <u>2 指定管理者制度に関すること。</u>
〔新設〕	デジタル改革担当 <u>1 デジタル・トランスフォーメーションの推進に係る総合調整に関すること。</u> <u>2 最新のデジタル技術の調査及び活用に関すること。</u> <u>3 デジタル技術を活用した区民サービスの向上及び業務改革の支援に関すること。</u>

区役所改革担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
1～2 (略)	1～2 (略) <u>3 適正な事務執行の推進に関すること。</u> <u>4 内部統制制度の推進に関すること。</u>

適正事務推進担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>1 適正な事務執行の推進に関すること。</u> <u>2 内部統制制度の推進に関すること。</u>	〔廃止〕

全国連携推進担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>1 全国連携の推進に関すること。</u> <u>2 全国連携施策の総合調整に関すること。</u>	〔廃止〕

新型コロナウイルス感染症対策担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>1 新型コロナウイルス感染症に係る総合的な対策に関すること。</u> <u>2 新型コロナウイルス感染症に係る区の実施の発信等に関すること。</u> <u>3 その他、新型コロナウイルス感染症対策に係る調整に関すること。</u>	〔廃止〕

連携協創担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
〔新設〕	<u>1 全国連携の推進に関すること。</u> <u>2 全国連携施策の総合調整に関すること。</u> <u>3 企業連携の推進に関すること。</u> <u>4 企業連携施策の総合調整に関すること。</u> <u>5 指定管理者との連携の推進に関すること。</u> <u>6 指定管理者制度に関すること。</u>

デジタル改革担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
〔新設〕	<u>1 デジタル・トランスフォーメーションの推進に係る総合調整に関すること。</u> <u>2 最新のデジタル技術の調査及び活用に関すること。</u> <u>3 デジタル技術を活用した区民サービスの向上及び業務改革の支援に関すること。</u>

情報政策課

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
〔総務部から移管〕	情報管理係 <u>1 情報システムの管理運営に関すること。</u> <u>2 システムアセスメントに関すること。</u> <u>3 港区情報安全対策指針に関すること。</u> <u>4 情報化の計画に関すること。</u> <u>5 課内他の担当に属しないこと。</u>
〔総務部から移管〕	情報政策担当 <u>1 基幹系情報システムの整備に関すること。</u> <u>2 基幹系情報システムの運用及び業務処理に関すること。</u> <u>3 システムの標準化に関すること。</u>

(5) 総務部

総務課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
〔情報政策課から移管〕	個人情報保護・情報公開担当 <u>1 個人情報保護及び特定個人情報保護に係る実施機関との調整に関すること。</u> <u>2 個人情報保護及び特定個人情報保護に係る相談及び支援に関すること。</u> <u>3 情報公開に係る実施機関との調整に関すること。</u> <u>4 港区情報公開・個人情報保護運営審議会に関すること。</u> <u>5 港区情報公開・個人情報保護審査会に関すること。</u> <u>6 区政資料室の管理運営に関すること。</u>

情報政策課

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>情報管理係</p> <p>1 情報システムの管理運営に関すること。</p> <p>2 システムアセスメントに関すること。</p> <p>3 港区情報安全対策指針に関すること。</p> <p>4 情報化の計画に関すること。</p> <p>5 課内他の担当に属しないこと。</p>	〔企画経営部へ移管〕
<p>情報政策担当</p> <p>1 基幹系情報システムの整備に関すること。</p> <p>2 基幹系情報システムの運用及び業務処理に関すること。</p> <p>3 システムの標準化に関すること。</p>	〔企画経営部へ移管〕
<p>デジタル推進担当</p> <p>1 デジタル・トランスフォーメーションの推進に係る総合調整に関すること。</p> <p>2 最新のデジタル技術の調査及び活用に関すること。</p> <p>3 デジタル技術を活用した業務改革の支援に関すること。</p>	〔廃止〕
<p>個人情報保護・情報公開担当</p> <p>1 個人情報保護及び特定個人情報保護に係る実施機関との調整に関すること。</p> <p>2 個人情報保護及び特定個人情報保護に係る相談及び支援に関すること。</p> <p>3 情報公開に係る実施機関との調整に関すること。</p> <p>4 港区個人情報保護運営審議会に関すること。</p> <p>5 港区情報公開運営審議会に関すること。</p> <p>6 港区情報公開・個人情報保護審査会に関すること。</p> <p>7 区政資料室の管理運営に関すること。</p>	〔総務課へ移管〕

デジタル推進担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>1 デジタル・トランスフォーメーションの推進に係る総合調整に関すること。</p> <p>2 最新のデジタル技術の調査及び活用に関すること。</p> <p>3 デジタル技術を活用した業務改革の支援に関すること。</p>	〔廃止〕

(6) 教育委員会事務局教育推進部

教育長室（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>教育史編さん担当</p> <p>1 教育史の編さんに関すること。</p>	〔廃止〕

生涯学習スポーツ振興課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
〔新設〕	<p>スポーツ環境整備担当</p> <p>1 スポーツ施設の整備等に関すること。</p> <p>2 区内資源を活用したスポーツの場の確保に関するこ</p>

	と。 3 <u>スポーツセンター及びその他のスポーツ施設の維持・保全に関すること。</u>
--	--

図書文化財課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
庶務係 1 <u>図書館の管理に関すること。</u> 2 <u>図書館システムに関すること。</u> 3 <u>課内他の係等に属しないこと。</u>	〔廃止〕
図書館支援係 1 <u>図書館資料の整備方針に関すること。</u> 2 <u>図書館の運営に関すること。</u> 3 <u>学校図書館の支援に関すること。</u> 4 <u>読書支援に関すること。</u>	〔廃止〕
〔新設〕	図書館係 1 <u>図書館の管理運営に関すること。</u> 2 <u>図書館資料の整備方針に関すること。</u> 3 <u>図書館システムに関すること。</u> 4 <u>学校図書館の支援に関すること。</u> 5 <u>読書支援に関すること。</u> 6 <u>課内他の係等に属しないこと。</u>

令和5年度職員定数

人事課

1 各地区総合支所

(単位：人)

部 課 名 等	令和5年度	令和4年度	増減数
芝地区総合支所	155	157	△ 2
管理課	9	9	0
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	20	20	0
区民課	63	65	△ 2
生活福祉担当課長	0	0	0
保育園（芝・芝公園）	51	51	0
麻布地区総合支所	186	190	△ 4
管理課	15	14	1
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	19	19	0
区民課	33	36	△ 3
保育園（飯倉・本村・南麻布・西麻布・麻布）	107	109	△ 2
赤坂地区総合支所	128	130	△ 2
管理課	8	8	0
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	18	18	0
区民課	26	28	△ 2
保育園（赤坂・南青山・青山）	64	64	0
高輪地区総合支所	164	167	△ 3
管理課	10	10	0
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	18	18	0
区民課	35	38	△ 3
保育園（高輪・伊皿子坂・白金）	66	66	0
児童館（豊岡・高輪・白金台）	23	23	0
芝浦港南地区総合支所	133	137	△ 4
管理課	10	10	0
協働推進課	14	14	0
まちづくり課	18	18	0
区民課	34	38	△ 4
保育園（こうなん・台場）	47	47	0
児童館（台場）	10	10	0
各地区総合支所合計	766	781	△ 15

2 支援部等

(単位：人)

部 課 名 等	令和5年度	令和4年度	増減数
産業・地域振興支援部	104	103	1
地域振興課	18	18	0
国際化・文化芸術担当課長	1	1	0
ウクライナ避難民支援担当課長	1		1
産業振興課	16	16	0
観光政策担当課長	1	1	0
税務課	67	67	0
保健福祉支援部	159	158	1
保健福祉課	14	14	0
福祉施設整備担当課長	1	1	0
高齢者支援課	25	24	1
介護保険課	36	36	0
障害者福祉課	23	23	0
生活福祉調整課	9	9	0
国保年金課	51	51	0
新型コロナウイルスワクチン接種担当部長	1	1	0
みなと保健所	121	106	15
生活衛生課	58	58	0
保健予防課	18	18	0
地域医療連携担当課長	1		1
新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	1	1	0
健康推進課	43	29	14
子ども家庭支援部	47	44	3
子ども家庭課		13	△ 13
保育政策課		6	△ 6
子ども政策課	12		12
子ども若者支援課	10		10
保育課	12	13	△ 1
子ども家庭支援センター	13	12	1
児童相談所	56	50	6
児童相談課	55	49	6
相談援助担当課長	1	1	0
街づくり支援部	129	129	0
都市計画課	13	13	0
住宅課	14	15	△ 1
建築課	27	28	△ 1
土木管理課	17	19	△ 2
開発指導課	31	26	5
再開発担当課長	1	1	0
品川駅周辺街づくり担当課長	1	1	0
土木課	17	19	△ 2
地域交通課	8	7	1
街づくり事業担当部長	0	0	0
環境リサイクル支援部	132	132	0
環境課	21	21	0
地球温暖化対策担当課長	1	1	0
みなとりサイクル清掃事務所	110	110	0

部 課 名 等	令和5年度	令和4年度	増減数
企画経営部	88	72	16
企画課	22	17	5
区役所改革担当課長	1	1	0
適正事務推進担当課長		1	△ 1
全国連携推進担当課長		1	△ 1
新型コロナウイルス感染症対策担当課長		1	△ 1
連携協創担当課長	1		1
デジタル改革担当課長	1		1
用地・施設活用担当課長	1	1	0
区長室	15	15	0
政策広聴担当課長	1	1	0
財政課	9	9	0
施設課	25	25	0
情報政策課	12		12
用地・施設活用担当部長	1	1	0
デジタル改革担当部長	1		1
防災危機管理室	20	20	0
防災課	19	19	0
危機管理・生活安全担当課長	1	1	0
総務部	66	84	△ 18
総務課	19	17	2
人権・男女平等参画担当課長	1	1	0
やさしい日本語推進担当課長		1	△ 1
伝わる日本語推進担当課長	1		1
情報政策課		19	△ 19
デジタル推進担当課長		1	△ 1
人事課	26	26	0
契約管財課	19	19	0
会計管理者	1	1	0
会計室	14	14	0
教育委員会事務局教育推進部	37	36	1
教育長室	8	8	0
生涯学習スポーツ振興課	13	12	1
図書文化財課	16	16	0
教育委員会事務局学校教育部	51	51	0
学務課	26	26	0
学校施設担当課長	1	1	0
教育人事企画課	23	23	0
教育指導担当課長	1	1	0
学校（中学校・小学校・幼稚園）	147	163	△ 16
選挙管理委員会事務局	8	8	0
監査事務局	7	7	0
区議会事務局	14	14	0
支援部等合計	1,204	1,194	10
各地区総合支所+支援部等	1,970	1,975	△ 5

3 定数内派遣職員

(単位：人)

派遣先	令和5年度	令和4年度	増減数
港区スポーツふれあい文化健康財団	7	6	1
みなと障がい者福祉事業団	2	2	0
合 計	9	8	1

4 職員総定数

(単位：人)

	令和5年度	令和4年度	増減数
合 計 (1～3)	1,979	1,983	△ 4

【参考】配置職員総数

(単位：人)

	令和5年度	令和4年度	増減数
職員定数	1,979	1,983	△ 4
期限付定数	163	155	8
暫定配置数	68	66	2
合 計	2,210	2,204	6

備考

- 職員数は、各年度4月1日現在（令和5年度は予定）で表示しています。
- 職員数は、管理職を含みます（各地区総合支所長、部長及び副総合支所長は、庶務担当課の数値に含んでいます。）。
- 各地区総合支所長と支援部長（保健福祉支援部長を除きます。）・街づくり事業担当部長、副総合支所長と管理課長、生活福祉調整課長と生活福祉担当課長、参事と保健予防課長、会計管理者と会計室長、選挙管理委員会事務局長と選挙管理委員会事務局次長は兼務を前提としているため、各地区総合支所長、副総合支所長、生活福祉調整課長、保健予防課長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長のみを定数として扱います。
- 職員数には、暫定再任用職員（令和4年度までは再任用職員）を含みます。
- 欠員又は過員が発生した場合、各課の現員数（実際の配置数）は増減します。